

令和3年度

# 図書館要覧

日高市立図書館

## 目 次

1	日高市立図書館の概要	1
1-1	沿 革	
1-2	施 設	
2	令和3年度図書館運営計画	6
2-1	基本方針	
2-2	重点施策	
2-3	令和3年度予算（当初予算）	
2-4	令和3年度事業計画	
3	図書館資料	9
3-1	蔵書数（雑誌は除く）	
3-2	雑 誌	
3-3	新 聞	
3-4	その他	
4	令和2年度図書館利用状況	12
4-1	貸出冊数及び貸出者数	
4-2	月別貸出状況	
4-3	曜日別及び一日平均貸出状況	
4-4	登録者数・利用者数	
4-5	予約・リクエスト受付件数	
4-6	相互貸借冊数	
4-7	レファレンス件数	
4-8	コピー件数・枚数	
4-9	図書館サービス指標（個人）	
4-10	広域利用状況（埼玉県西部地域まちづくり協議会）	
4-11	広域利用状況（川越都市圏）	
4-12	貸出ベスト	
5	令和2年度図書館行事	20
6	視聴覚ライブラリー利用状況	23
6-1	教材・機材の保有数（令和2年度末）	
6-2	利用状況（令和2年度）	
7	条例・施行規則	24

# 1 日高市立図書館の概要

(1) 名 称 日高市立図書館

(2) 所 在 地 〒350-1231 埼玉県日高市大字鹿山370番地20

JR高麗川駅から徒歩7分

電話 042(985)5121 FAX 042(984)1081

E-mail tosyokan@city.hidaka.lg.jp

(3) 市の面積 47.48km<sup>2</sup>

(4) 人 口 55,142人 (令和3年4月1日現在)

男 27,380人 女 27,762人

(5) 世帯数 24,375世帯

(6) ホームページ <https://www.lib-hidaka.saitama.jp/>

## 1-1 沿革

昭和57年	4月	日高町立図書館開館(土曜日のみ開館)
昭和58年	4月	図書館専任職員1人配置
	5月	開館日を火・木・土曜日に変更
昭和59年	6月	移動図書館を庁用ライトバンで運行開始 移動図書館駐車場 10か所
昭和60年	5月	開館日を火・木・土・日曜日に変更
	7月	移動図書館車を購入「かわせみ号」と命名 移動図書館駐車場 21か所
昭和61年	4月	職員1人増員 専任職員2人で図書館運営
	5月	開館日を火～日曜日に変更
	7月	移動図書館駐車場 31か所
昭和62年	5月	配本連絡車開始 町内公民館及び地域文庫に定期配本 巡回
	9月	新館の設計開始
昭和63年	3月	新館の設計終了
	4月	専任館長1人 職員2人増員
	8月	新館建設工事着工
平成 元年	4月	係長1人 職員1人増員 計7人
	5月	新館完成
	8月	新館開館(12日) 生涯学習センター式典及び記念事業

			(旧図書館は分室)
			図書館電算システム導入
平成	2年	4月	移動図書館駐車場 22か所
			視聴覚ライブラリーの貸出業務を図書館で開始
		12月	国立国会図書館の図書館間貸出制度に加入
平成	3年	4月	利用者端末機設置
		5月	職員1人増員 計8人
		10月	市制施行
平成	4年	3月	分室廃止 施行規則改正
		4月	視聴覚ライブラリー業務が図書館に移管
		6月	対面朗読サービスの開始
平成	5年	3月	リサイクル図書コーナーの設置
		5月	洋書コーナーの設置
		10月	移動図書館車の更新
平成	6年	2月	漫画コーナーの設置
		4月	職員1人増員 計9人
			飯能市との広域利用(試行)の開始
		10月	楽譜コーナーの設置
平成	7年	4月	職員1人増員 計10人
		10月	図書館電算システムの更新
平成	9年	7月	川越都市圏内(川越市・坂戸市・鶴ヶ島市・日高市・川島町・毛呂山町及び越生町)公立図書館の相互利用の開始
平成	10年	4月	職員1人減員 計9人
平成	11年	4月	個人貸出の館外利用を5冊以内から10冊以内に変更
		10月	早稲田大学所沢図書館が地域開放 (所沢・狭山・入間・飯能・日高の5市民へ)
			移動図書館駐車場 11か所(1か所減)
平成	12年	3月	「布の絵本」の貸出し開始
		4月	市史編さん業務が図書館に移管
			埼玉女子短期大学図書館が日高市民に開放
		6月	日高市立図書館での市刊行物(市史)の販売開始
		10月	図書館電算システムの更新
平成	13年	4月	職員1人減員 計8人
			国民の祝日の臨時開館開始(日曜日と重なる日のみ)
		9月	図書館ホームページ開設
平成	14年	4月	係長1人増員 職員1人減員 計8人

		移動図書館駐車場 10か所 (1か所減)
	7月	インターネット閲覧専用端末2台設置
	12月	開館時間延長の開始 (試行) (毎週水曜日のみ、午後6時まで)
平成15年	4月	職員1人増員 計9人 職員の勤務時間一部変更 (開館時間延長の当番は1時間時差出勤) 移動図書館駐車場 9か所 (1か所減) ブックスタートの開始 (保健相談センターの4か月児健康診査時)
平成16年	4月	開館時間の一部変更 (水曜日は午前9時から午後6時まで) 移動図書館駐車場 11か所 (2か所増)
	10月	飯能市日高市図書館広域利用協定の締結
平成17年	10月	図書館電算システムの更新
平成18年	4月	移動図書館駐車場 9か所 (2か所減)
	11月	開館時間の変更 (試行) (10日) (火～金曜日は午前9時30分から午後6時まで、土・日曜日は午前9時30分から午後5時30分まで)
平成19年	4月	職員1人減員 計8人 開館時間の変更 (火～金曜日は午前9時30分から午後6時まで、土・日曜日は午前9時30分から午後5時30分まで)
		移動図書館駐車場 8か所 (1か所減)
	9月	移動図書館の運行廃止
	10月	インターネットによる貸出予約及び蔵書検索開始
	11月	城西大学水田記念図書館と相互協力の締結
平成20年	4月	職員1人減員 計7人
平成22年	4月	読書活動優秀実践図書館として、文部科学大臣表彰受賞
	10月	図書館電算システムの更新
平成25年	7月	モバイルサイトを開設 携帯電話からの資料検索可能
	11月	DVDの貸出開始
平成27年	10月	図書館サポート事業 (雑誌スポンサー制度) 開始 埼玉教育ふれあい賞受賞
平成28年	1月	読書手帳の配布を開始
	2月	図書館ホームページの更新

	4月	職員1人減員 計6人
	7月	武蔵高萩駅自由通路に「えきとしよ」を設置
平成29年	2月	図書館電算システムの更新
	3月	外壁等改修事業により、外壁をはじめトイレの改修及びエレベータの入替、ウッドデッキ(167.81㎡)及びすべり台を新設 ESCO事業により、施設全体の照明をLED化 軽トラックを架装した移動図書館車を購入
	4月	図書館サービスの拡大 ・開館日 休館日(毎月最終月曜日、年末年始、特別整理期間及び臨時休館)を除き開館 ・開館時間 午前9時から午後7時まで ・貸出場所 電話又はインターネットによる予約本の受取場所として各公民館を追加 ・返却場所 各公民館及び武蔵高萩駅返却ポストを追加 ・貸出限度冊数 1人当たり15冊(5冊増) ・本の貸出延長手続 次に予約がある本を除き、電話及びインターネットを追加 ・移動図書館車による、予約本の配送及び返却本の回収開始 窓口等業務委託開始 窓口等業務受託者による書籍消毒機の導入 職員3人減員 計3人
	7月	移動図書館車による貸出開始(1か所)
平成31年	2月	移動図書館車の貸出場所を4か所に増設
	4月	埼玉県西部地域まちづくり協議会(ダイアプラン)加入に伴い、5市(所沢市・飯能市・狭山市・入間市・日高市)の公立図書館による相互利用の開始
令和元年	7月	移動図書館車の団体貸出場所を5か所に増加
令和2年	3月	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため臨時休館(3月3日(火)から5月31日(日)まで)
	4月	川越都市圏内まちづくり協議会脱退に伴い、川越市・坂戸市・鶴ヶ島市・川島町・毛呂山町及び越生町と公の施設の相互利用に関する協定を締結し、図書館相互利用を継続 窓口等業務委託の更新 貸出限度冊数を1人当たり20冊に変更(5冊増)

	5月	臨時休館中、臨時窓口設置により予約資料の受け渡しのみ実施（5月22日(金)から5月31日(日)までの9～17時）
	6月	図書館再開（対策としてサービスを限定して開館：滞在時間30分制限、開館時間を午前9時から午後5時までに短縮等）
	7月	制限の緩和（滞在時間120分制限に延長、開館時間を通常の午前9時から午後7時までとする等）
	8月	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金により図書除菌機(6冊用)を購入（9月末納品設置）
令和3年	1月	緊急事態宣言発出に伴い、滞在時間を120分から60分に短縮、視聴覚ブースの利用休止
	2月	移動図書館車の貸出場所を2か所追加、計6か所
	3月	緊急事態宣言解除に伴い、滞在時間を60分から120分に緩和、視聴覚ブースの一部利用再開
	4月	文化体育館「ひだかアリーナ」に「くりくりとしょ」を設置
	5月	セカンドブック事業の開始（市内小学校1年生対象）

## 1-2 施設

複合施設	図書館・教育センター・保健相談センター (総称「日高市生涯学習センター」)
構造	鉄筋コンクリート2階建
敷地面積	9,351.48㎡
延床面積	3,923.89㎡（図書館専有部分 1,780.45㎡）
1階	図書室 [一般書コーナー、郷土・参考図書コーナー、 視聴覚・新聞雑誌コーナー、児童コーナー] 事務室、対面朗読・録音室、コンピュータ室、 BM作業室、BM車庫 (ウッドデッキ167.81㎡及び駐輪場67.10㎡除く)
2階	書庫、視聴覚室、会議室、研修室、学習スペース（6席）

## 2 令和3年度図書館運営計画

### 2-1 基本方針

日高市立図書館では、日高市教育行政重点施策に基づき、日高市が進めている生涯学習を市民が生きがいとして見出し、いきいきとした生活が営める、生涯にわたる自主的な学習要求に応え、「本との出会い、人との出会い」を目標に心豊かに市民の生活・文化が向上するための中心施設として図書館活動を行う。

### 2-2 重点施策

#### (1) 図書館資料の整備・充実

- ① 一般図書・児童図書の計画的収集
- ② 配本用図書の充実
- ③ 参考図書・郷土資料の整備充実
- ④ 視聴覚資料の整備充実
- ⑤ 「布の絵本」の製作及び貸出

#### (2) 図書館サービスの充実

- ① 図書館資料の利用の促進
- ② 図書館行事の充実
- ③ 障がい者サービスの推進
- ④ 図書リサイクルの実施
- ⑤ インターネットによる情報収集機会の提供

#### (3) 図書館サービス網の充実

- ① 県立図書館、近隣公共図書館との連携
- ② 公民館、学校図書館との連携
- ③ 病院、院内学級との連携
- ④ 埼玉県西部地域まちづくり協議会の5市（所沢市、飯能市、狭山市、入間市、日高市）での図書館広域利用の推進
- ⑤ 川越市、坂戸市、鶴ヶ島市、川島町、毛呂山町及び越生町と、公の施設の相互利用に関する協定による図書館広域利用の推進



## 2-3 令和3年度予算（当初予算）

(1) 一般会計予算に占める割合

〔単位 千円〕

一般会計	教育費	社会教育費	図書館費	
				資料費
19,640,000	2,562,760	870,495	84,050	10,362
100%	13.05%	4.43%	0.43%	0.05%

(2) 図書館費内訳

〔単位 千円〕

目	節	予算額	備 考
図書館費	報酬	49	需用費における資料費内訳 ・一般書 4,800 ・児童書 2,250 ・雑誌その他 2,632 ・視聴覚資料 680  窓口業務委託料等  電算システム等借上料
	報償費	240	
	旅費	11	
	需用費	11,637	
	役務費	542	
	委託料	67,170	
	使用料及び 賃借料	4,348	
	負担金、補助 及び交付金	53	
合 計		84,050	

※人件費、施設管理費は含みません。

## 2-4 令和3年度事業計画

月	事業内容	月	事業内容
4	図書館映画会「金曜シネマ」(4/16) 発達障がい「気づき」と「可能性」映画上映と座談会(4/18) 児童向け工作教室「図書館 あそびの広場」(4/18) ビブリオトーク会(4/25) 親子で楽しむ読み聞かせ会(子育て総合支援センター「ぬくぬく」)(4/26)	9	図書館映画会「金曜シネマ」(9/17) 一般向け講座「風呂敷スタイル」(9/18) 映画会「ホリデーヤングシネマ」(9/26) 企画展「絵本で世界を旅する」(9/28～11/28)
	5		図書館映画会「金曜シネマ」(5/21) 一般向け講座『「鬼滅の暗号」と日本古代史」(5/30)
6		ビブリオトーク会(6/6) 図書館映画会「金曜シネマ」(6/18) 映画会「ホリデーシネマ」(6/20) 児童向け工作教室「図書館 あそびの広場」(6/20) 一般向け文化講座『「方言漢字」の聖地・埼玉ー身近な文字の方言を考えるー』(6/27)	11
	7	連続児童文化講座「スライドでめぐる児童文学の舞台」(7/2) 図書館映画会「金曜シネマ」(7/16) 夏休みおたのしみスタンプラリー(7/22～) 児童向け講座「調べる広場」(7/29) きつず★シネマ(7/31)	
8		かがくあそび「万華鏡をつくろう！」(8/2) 一般向け講座「今、話題のSDGsを知っていますか？世界が近くなる、日本社会が見えてくる、そして今私たちができる身近なこと」(8/5) ビブリオバトル2021 夏の陣(8/7) 映画会「終戦記念シネマ」(8/9) ちょっぴりこわいおはなし会(8/18) こわ～いおはなし会(8/18) 図書館映画会「金曜シネマ」(8/20) 東京大学CAST・サイエンスショー(8/21) ビブリオトーク会(8/22)	1
	2	図書館映画会「金曜シネマ」(2/18) 児童向け工作教室「図書館 あそびの広場」 一般向け講座「野菜作りのコツと裏ワザ」 ビブリオトーク会	
		3	

- おはなしポケット・・・・・・・・・・毎週水曜日、毎月第1土曜日
- 新着図書案内・・・・・・・・・・図書展示及びホームページへの掲載（随時）
- 配 本・・・・・・・・・・公民館図書室等への配本（随時）
- 一般展示・・・・・・・・・・各種文学賞、時事テーマ等（随時）
- テーマ展示・・・・・・・・・・話題の事柄や季節、行事にちなんだ本の展示（随時）
- 学校訪問（おはなし会、ブックトーク）・市内各小学校、院内学級へ
- チムチム・くらぶ・・・・・・・・・・小学生対象（6月～3月不定期土曜日、8・11・1月除く）【中止】
- 録音図書作成・・・・・・・・・・視覚障がい者向け録音図書の作成
- おすすめ本リスト発行・・・・・・・・夏・冬の年2回、小学生向けリスト発行・配布
- 職場体験受入・・・・・・・・・・中学生、高校生、大学生の受入
- 図書館見学受入・・・・・・・・・・小学生の受入

### 3 図書館資料

#### 3-1 蔵書数（雑誌は除く）

		令和元年度末 蔵書数	令和2年度		令和2年度末 蔵書数
			受入数	除籍数	
一般書	一般図書	121,952	3,209	5,483	119,678
	参考図書	4,558	56	0	4,614
	郷土資料	6,484	130	0	6,614
	合計	132,994	3,395	5,483	130,906
児童書	児童図書	55,891	1,613	1,905	55,599
	紙芝居	1,605	24	0	1,629
	布の絵本	137	0	0	137
	パネルシアター	77	0	0	77
	エプロンシアター	29	1	0	30
	合計	57,739	1,638	1,905	57,472
図書合計		190,733	5,033	7,388	188,378
AV資料	カセット	384	0	0	384
	CD	6,324	143	7	6,460
	LD	390	0	0	390
	ビデオ	595	0	0	595
	DVD	382	43	1	424
	合計	8,075	186	8	8,253
総合計		198,808	5,219	7,396	196,631

[分類別蔵書構成比]

	一般書	児童書
0 総記	3.79%	0.90%
1 哲学	2.35%	0.58%
2 歴史	6.64%	3.33%
3 社会科学	9.65%	3.79%
4 自然科学	5.96%	9.68%
5 工業	6.50%	2.87%
6 産業	2.37%	1.46%
7 芸術	6.28%	3.84%
8 言語	1.06%	0.76%
9 文学	29.27%	5.11%
参考図書	3.52%	—
郷土資料	5.05%	—
絵本	—	34.22%
紙芝居	—	2.83%
その他	17.56%	30.21%

### 3-2 雑誌

#### (1) 購入雑誌

(令和3年4月1日現在)

No.	雑誌名	保存	No.	雑誌名	保存	No.	雑誌名	保存
1	ア AERA	1	41	小説現代	3	81	ミ ミュージックマガジン	3
2	イ ENGLISH JOURNAL	3	42	小説新潮	3	82	みんなの図書館	永
3	ウ ウィズ(w i t h)	3	43	新潮	3	83	メ メンズノンノ	3
4	潮	3	44	ス S T O R Y	3	84	モ MOE	永
5	美しいキモノ	3	45	すばる	3	85	ヤ やさい畑	3
6	エ 栄養と料理	3	46	スポーツ・グラフィック・ナンバー	3	86	山と溪谷	3
7	S F マガジン	3	47	SUMAI no SEKKEI	3	87	ユ ゆうゆう	3
8	NHK すてきにハンドメイド	3	48	相撲	3	88	ユリイカ	3
9	NHK きょうの健康	3	49	セ 世界	3	89	リ 陸上競技	3
10	NHK きょうの料理	3	50	ソ So-en 装苑	3	90	旅行読売	3
11	NHK 趣味の園芸	3	51	壮快	3	91	レ 歴史街道	3
12	園芸ガイド	3	52	タ T I M E ・アジア版	1	92	レコード芸術	3
13	オ オール読物	3	53	短歌	3			
14	オレンジページ	3	54	チ 中央公論	3			
15	音楽の友	3	55	ツ つり人	3			
16	カ 会社四季報	3	56	テ テアトロ	3			
17	キ キネマ旬報	3	57	鉄道ジャーナル	3			
18	ク 暮らしの手帖	3	58	テニスマガジン	3			
19	クロワッサン	3	59	天文ガイド	3			
20	群像	3	60	ニ 日経サイエンス	3			
21	ケ 芸術新潮	3	61	日経パソコン	3			
22	コ 航空ファン	3	62	日本カメラ	3			
23	こどもとしょかん	3	63	日本児童文学	3			
24	ゴルフダイジェスト	永	64	ニュートン	3			
25	碁ワールド	3	65	ノ non・no	3			
26	サ サッカーマガジンZONE	3	66	ハ 俳句	3			
27	サライ	3	67	バスケットボール	3			
28	サンデー毎日	3	68	バレーボール	3			
29	シ J T B時刻表	1	69	ヒ B E - P A L	3	93	カ かがくのともし	永
30	CDジャーナル	3	70	ひよこクラブ	3	94	コ 子供の科学	永
31	CG (か・グラフィック)	3	71	フ 福祉	3	95	こどものとも	永
32	じゃらん	3	72	婦人公論	3	96	こどものとも年少版	永
33	週刊朝日	1	73	婦人之友	3	97	こどものとも年中向き	永
34	週刊エコノミスト	1	74	武道	3	98	こどものとも012	永
35	週刊金曜日	1	75	プレジデント	3	99	タ たくさんのふしぎ	永
36	週刊新潮	1	76	文學界	3	100	チ ちいさながくのともし	永
37	週刊東洋経済	1	77	文藝	3	101	テ テルミ	永
38	週刊文春	1	78	文藝春秋	3			
39	ジュリスト	3	79	ホ Voice	3			
40	将棋世界	3	80	本の雑誌	3			

## (2) 寄贈雑誌 (登録しているもの)

No.	雑誌名	保存	所蔵号数:年月日	No.	雑誌名	保存	所蔵号数:年月日
1	ESSE	3	2018.1～	24	飯能ペン	永	第5号:1996～2012
2	家の光	3	2018.1～	〈スポンサー雑誌〉			
3	俳句界	3	2018.1～2019.12	25	&home	3	2019.10～
4	MAMOR	3	2018.1～	26	田舎暮らしの本	3	2018.1～
5	食品と暮らしの安全	3	2018.1～	27	男の隠れ家	3	2018.1～
6	健康365	3	2018.1～	28	おとなの週末	3	2018.1～
7	with Pets	3	2018.1～	29	かぞくのじかん	3	2018.冬～
8	ちゃぐりん	3	2018.1～	30	からだにいいこと	3	2018.1～2020.10
9	皇室	3	2015.春～	31	コットンフレンド	3	2018.春～
10	宇宙のとびら	3	2020.秋～	32	CYCLE SPORTS	3	2018.4～
〈郷土資料雑誌〉				33	サンキュ!	3	2018.1～
11	文芸ひだか	永	1号:1988.2.29～	34	散歩の達人	3	2018.1～
12	日高路	永	194号1982.5.1～600号2016.3	35	GQ JAPAN	3	2019.6～
13	ひわだの	永	191号:1984.12.31～	36	自家用車	3	2018.1～
14	高麗峠	永	35号1974.9.1～81号2011.11	37	ダ・ヴィンチ	3	2018.1～
15	かわせみ	永	9号1997.3.31～17号2011.2	38	dancyu(ダンチュウ)	3	2018.1～
16	文芸埼玉	永	13号:1975.3.31～	39	日経おとなのOFF	3	2018.1～
17	文芸川越	永	18号:1998.10.1～	40	日経ソフトウェア	3	2018.1～
18	文芸はんのう	永	1号:1981.2.25～	41	日経ヘルス	3	2020.12～
19	武蔵野ペン	永	31号:1982.12.1～	42	日経マネー	3	2018.1～
20	文芸さやま	永	創刊号:1997.3.1～	43	News week日本版	1	2020.1～
21	波奈美都樹 (ハナミズキ)	永	No.13:1999.3.25～	44	Plus 1 living	3	2018.Spring～2019.Summer
22	響 (ヒビキ)	永	2007.11～	45	mono (モノ・マガジン)	3	2018.1～
23	文藝おごせ	永	2009.3～	46	ランナーズ	3	2018.1～

## 3-3 新聞

## (1) 購入新聞

No.	新聞名	保存	所蔵年月日	No.	新聞名	保存	所蔵年月日
1	ア 朝日新聞※	永	1944.1～1955.12	9	日経産業新聞	2	—
			1982.4～	10	日経流通新聞	2	—
2	サ 埼玉新聞※	永	1980.7～	11	日本経済新聞※	永	1988.1～12
3	産経新聞	2	—				1990.6～
4	シ Japan Times	2	—	12	フ 文化新聞	永	1981.1～1982.12
5	週刊読書人	永	1997.10.3～				1984.1～
6	ス スポーツニッポン	2	—	13	マ 毎日小学生新聞	2	—
7	ト 東京新聞	2	—	14	毎日新聞※	永	1987.4～
8	ニ 日刊工業新聞	2	—	15	ヨ 読売新聞※	永	1987.4～

※縮小版にて永久保存

## (2) 寄贈新聞

No.	新聞名	保存	所蔵年月日	No.	新聞名	保存	所蔵年月日
1	コ 公明新聞	2	—	3	シ しんぶん赤旗	2	—
2	国民民主プレス	2	—				

## 3-4 その他

- |          |         |              |
|----------|---------|--------------|
| 1 官報     | 3 厚生福祉  | 5 さいたま県議会だより |
| 2 彩の国だより | 4 広報ひだか | 6 日高市議会だより   |

## 4 令和2年度図書館利用状況

### 4-1 貸出冊数及び貸出者数

#### (1) 全館

年度	貸出冊(点)数						貸出者数 (延)
	総数	図書合計	一般書	児童書	雑誌	A V資料	
元	273,166	254,131	151,822	83,352	18,957	19,035	63,454
2	217,697	204,939	128,005	60,477	16,457	12,758	50,530

※A V資料にはLDの館内視聴利用数を含む。 ※団体を含む。

#### (2) 内訳

##### ア 図書館

年度	貸出冊(点)数						貸出者数 (延)	開館 日数
	総数	図書合計	一般書	児童書	雑誌	A V資料		
元	264,125	245,111	150,254	75,952	18,905	19,014	62,179	314
2	211,941	199,209	126,805	56,005	16,399	12,732	49,805	283

##### イ 団体貸出

年度	貸出冊(点)数						貸出者数 (延)
	総数	図書合計	一般書	児童書	雑誌	A V資料	
元	9,041	9,020	1,568	7,400	52	21	1,275
2	5,756	5,730	1,200	4,472	58	26	725

#### 4-2 月別貸出状況

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	
貸出冊数	88	1,018	20,009	20,647	21,509	20,848	
貸出者数(延)	14	315	4,334	4,872	5,091	4,847	
月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
貸出冊数	22,242	21,666	21,794	24,040	19,458	24,378	217,697
貸出者数(延)	5,264	5,163	4,867	5,505	4,455	5,803	50,530

#### 4-3 曜日別及び一日平均貸出状況

曜日	月	火	水	木	金	土	日	一日平均
冊数	660	695	692	618	669	1,017	1,003	769

#### 4-4 登録者数・利用者数

##### (1) 登録者数(個人・団体)

※令和3年4月1日現在

年度	児童 0~12歳	学生 13~18歳	一般 19歳~	合計	団体
元	3,151	3,307	47,270	53,728	165
2	3,048	3,290	48,123	54,461	154

##### (2) 地区別個人登録・利用者数

※令和3年4月1日現在

地区	児童	学生	一般	合計
高麗	124	32	821	977
	394	416	10,986	11,796
高麗川	368	89	1,546	2,003
	1,169	1,356	17,932	20,457
高萩	233	55	913	1,201
	1,375	1,348	12,230	14,953
市外 (飯能市含む)	39	12	502	553
	110	170	6,975	7,255
合計	764	188	3,782	4,734
	3,048	3,290	48,123	54,461

※上段：利用者数 下段：登録者数

※ 利用者数……年度中に一度以上貸し出した者の数

## (3) 年齢別登録者数 (個人)

※令和3年4月1日現在

年齢	0～6	7～12	13～15	16～18	19～22	
男	177	1,323	809	797	1,036	
女	175	1,373	793	891	1,026	
計	352	2,696	1,602	1,688	2,062	
年齢	23～30	31～40	41～50	51～60	61～	合計
男	2,344	4,443	4,499	1,998	6,517	23,943
女	2,568	5,614	6,855	3,665	7,558	30,518
計	4,912	10,057	11,354	5,663	14,075	54,461

※個人：市内・飯能・広域

## (4) 年齢別利用者数 (個人)

※令和3年4月1日現在

年齢	0～6	7～12	13～15	16～18	19～22	
男	69	235	40	27	37	
女	86	374	58	63	94	
計	155	609	98	90	131	
年齢	23～30	31～40	41～50	51～60	61～	合計
男	50	133	217	191	868	1,867
女	90	424	535	287	856	2,867
計	140	557	752	478	1,724	4,734

※個人：市内・飯能・広域



#### 4-5 予約・リクエスト受付件数

一般書	児童書	AV資料	合計
15,011	1,739	651	17,401

(内訳)

窓口	インターネット	電話	合計
4,642	11,997	762	17,401

#### 4-6 相互貸借冊数

	合計冊数	貸借先内訳		
		県内図書館	国会図書館	他県図書館
貸出	778	775	0	3
借用	1,781	1,772	6	3

#### 4-7 レファレンス件数

口頭	電話	文書	合計
3,128	1,258	0	4,386

#### 4-8 コピー件数・枚数

件数	枚数
248	1,243

## 4-9 図書館サービス指標（個人）

令和3年4月1日現在

(1) 登録率（市内登録者数÷人口×100）

$$47,206 \text{ 人} \div 55,142 \text{ 人} \times 100 \div 85.61\%$$

(2) 人口1人当たりの貸出点数（貸出点数÷人口）

※貸出点数はAV資料や雑誌を含む。

[貸出密度]  $217,697 \text{ 点} \div 55,142 \text{ 人} \div 3.95 \text{ 点}$

(3) 登録者1人当たりの貸出点数（貸出点数÷登録者数）

[実質貸出密度]  $217,697 \text{ 点} \div 54,461 \text{ 人} \div 4.00 \text{ 点}$

(4) 蔵書回転率（貸出点数÷蔵書点数）

※蔵書点数は雑誌を含む。

$$217,697 \text{ 点} \div 207,130 \text{ 点} \div 1.05 \text{ 回}$$

(5) 人口1人当たりの蔵書点数（蔵書点数÷人口）

※蔵書点数は雑誌を含む。

$$207,130 \text{ 点} \div 55,142 \text{ 人} \div 3.76 \text{ 点}$$

(6) 人口1人当たりの資料費（資料費÷人口）

$$10,362,000 \text{ 円} \div 55,142 \text{ 人} \div 187.91 \text{ 円}$$

#### 4-10 広域利用状況(埼玉県西部地域まちづくり協議会)

(新規登録者数)

	日高市民	所沢市民	飯能市民	狭山市民	入間市民	計(人)
日高図		4	38	13	14	69
所沢図	4		15	142	83	244
飯能図	164	80		76	217	537
狭山図	10	49	7		50	116
入間図	14	152	47	149		362
計	192	285	107	380	364	1,328

(延べ利用者数)

	日高市民	所沢市民	飯能市民	狭山市民	入間市民	計(人)
日高図		56	4,512	170	401	5,139
所沢図	164		1,028	7,517	5,667	14,376
飯能図	6,501	777		1,013	4,022	12,313
狭山図	212	4,710	431		6,741	12,094
入間図	230	9,761	4,893	7,440		22,324
計	7,107	15,304	10,864	16,140	16,831	66,246

(貸出冊数)

	日高市民	所沢市民	飯能市民	狭山市民	入間市民	計(点)
日高図 図書		103	17,714	559	1,095	19,471
AV		60	1,252	128	209	1,649
所沢図 図書	261		1,876	22,308	13,553	37,998
AV	119		151	1,220	1,843	3,333
飯能図 図書	25,599	3,417		5,441	17,037	51,494
AV	644	84		235	511	1,474
狭山図 図書	572	11,172	1,006		16,217	28,967
AV	158	318	53		810	1,339
入間図 図書	406	33,760	14,244	25,450		73,860
AV	360	1,664	673	2,477		5,174
計 図書	26,838	48,452	34,840	53,758	47,902	211,790
AV	1,281	2,126	2,129	4,060	3,373	12,969

## 4-1-1 広域利用状況（川越都市圏）

（新規登録者数）

	日高市民	川越市民	坂戸市民	鶴ヶ島市民	川島町民	毛呂山町民	越生町民	計(人)
日高図		20	7	12	0	2	4	45
川越図	24		59	123	27	6	2	241
坂戸図	6	21		85	3	23	4	142
鶴ヶ島図	53	155	170		5	12	2	397
川島図	0	17	8	6		0	0	31
毛呂山図	9	10	23	10	1		13	66
越生図	8	1	5	5	0	12		31
計	100	224	272	241	36	55	25	953

（利用者数）

	日高市民	川越市民	坂戸市民	鶴ヶ島市民	川島町民	毛呂山町民	越生町民	計(人)
日高図		440	887	553	0	148	60	2,088
川越図	1,058		2,720	8,091	758	149	12	12,788
坂戸図	134	1,169		4,196	125	476	65	6,165
鶴ヶ島図	3,430	10,091	12,223		196	488	142	26,570
川島図	14	464	193	45		3	0	719
毛呂山図	1,165	440	2,411	777	18		2,007	6,818
越生図	118	3	140	55	3	246		565
計	5,919	12,607	18,574	13,717	1,100	1,510	2,286	55,713

（貸出冊数）

	日高市民	川越市民	坂戸市民	鶴ヶ島市民	川島町民	毛呂山町民	越生町民	計(冊)
日高図		1,902	2,735	1,350	0	510	196	6,693
川越図	2,853		6,647	22,964	1,598	622	21	34,705
坂戸図	579	3,951		12,122	482	1,630	236	19,000
鶴ヶ島図	14,768	46,648	48,276		782	2,289	607	113,370
川島図	20	2,868	844	206		16	0	3,954
毛呂山図	6,119	2,220	12,129	2,976	76		8,741	32,261
越生図	638	7	472	256	13	1,257		2,643
計	24,977	57,596	71,103	39,874	2,951	6,324	9,801	212,626

## 4-12 貸出ベスト

### (1) 一般書

順位	書名	著者名	所蔵冊数	回数
1	希望の糸	東野 圭吾	4	59
2	きたきた捕物帖	宮部 みゆき	3	53
3	清明 (隠蔽捜査 8)	今野 敏	2	43
4	かがみの孤城 (THE SOLITARY CASTLE IN THE MIRROR)	辻村 深月	4	42
5	大名倒産 上	浅田 次郎	2	40
6	危険なビーナス	東野 圭吾	3	39
	少年と犬	馳 星周	2	39
	ライオンのおやつ	小川 糸	2	39
9	翔んで埼玉 (このマンガがすごい! comics)	魔夜 峰央	2	38
10	背中の蜘蛛	誉田 哲也	2	37
	未来	湊 かなえ	2	37

### (2) 児童書

順位	書名	著者名	所蔵冊数	回数
1	11ぴきのねこ ふくろのなか	馬場 のぼる	9	80
2	おばけのてんぷら	せな けいこ	8	68
3	からすのおかしやさん (かこさとしおはなしのほん 11)	かこ さとし	6	63
4	コッケモーモー!	ジュリエット・ダラス=コンテ	10	61
5	からすのそばやさん (かこさとしおはなしのほん 14)	かこ さとし	6	57
	からすのパンやさん (2版)	かこ さとし	7	57
	11ぴきのねことへんなねこ	馬場 のぼる	7	57
8	からすのてんぷらやさん (かこさとしおはなしのほん 13)	かこ さとし	6	56
9	からすのやおやさん (かこさとしおはなしのほん 12)	かこ さとし	6	54
	りんごかもしれない	ヨシタケ シンスケ	6	54

※団体貸出は含まない。

## 5 令和2年度図書館行事

### (1) おはなし会及び映画会

4月	おはなしポケット	中止	金曜シネマ	中止
5月	おはなしポケット	中止	金曜シネマ	中止
6月	おはなしポケット	中止	金曜シネマ	中止
7月	おはなしポケット	3回 16人	金曜シネマ	2回 16人
8月	おはなしポケット	3回 36人	終戦記念シネマ	1回 38人
			金曜シネマ	1回 31人
			きつず★シネマ	1回 23人
9月	おはなしポケット	6回 73人	金曜シネマ	1回 36人
			ホリデーヤングシネマ	1回 18人
10月	おはなしポケット	5回 68人	企画展関連シネマ	1回 19人
			金曜シネマ	1回 26人
11月	おはなしポケット	5回 76人	金曜シネマ	1回 14人
12月	おはなしポケット	5回 92人	金曜シネマ	1回 30人
			きつず★シネマ	1回 21人
1月	おはなしポケット	2回 21人	金曜シネマ	中止
2月	おはなしポケット	中止		
3月	おはなしポケット	2回 20人	金曜シネマ	1回 39人
			きつず★シネマ	1回 3人
合計	おはなしポケット	31回 402人	映画会	14回 314人

## (2) その他の行事

月	内 容	参加人数
4月	発達障がい「気づき」と「可能性」映画上映とディスカッション	中止
5月	図書館子どもウィーク わらべうた&リトミックであそぼう！ キャンドルナイトおはなし会	中止 中止
5月～3月	わらべうたの会 「わらべうた まめっちょの会」親子の部 「わらべうたであそぼう会」ボランティア養成	中止 中止
6月～3月	チム・チムくらぶ（1・2年生の部、3～6年生の部） ブックトーク、工作、料理、科学あそび、本をつかったゲーム等	中止
7月～3月	ビブリオトーク会（5回）	延べ 20人
8月	こわいおはなし会（小さい子向き・大きい子向き） 絵本、紙芝居、パネルシアター、おはなし等	延べ 81人
8, 12, 3月	図書館ビブリオバトル 冬の陣（12月） ※夏の陣（8月）、大人の陣（3月）は、中止	42人
9月	かがくあそび（ビュンビュンはしれゴーカート）	32人
10, 11月	企画展おはなし会～岩波少年文庫の楽しい世界～ 企画展ワークショップ「クリスマスに飾れるスターブックを作ろう」 企画展講演会「岩波少年文庫はどんなふうになられているの?!～ 児童書編集の現場から～」 企画展コンサート「グリム童話を聴く ピアノ・コンサート～岩波少年文庫70周年によせて～」	30人 36人 35人 48人
10, 2月	連続児童文化講座「スライドでめぐる児童文学の舞台」 全2回 ※2月は、中止	15人
11月	児童向け講座「東京大学CASTサイエンスショー」	102人
12月	一般向け文化講座「改正相続制度を知る・終活のススメ」 歳末謝恩企画 福引大会	20人 100人
1月	一般向け文化講座「俳句講座」 一般向け文化講座「江戸時代の切り紙『もんきり』 季節の吊るし飾りを作ろう」	中止 中止 (制作キットのみ配布)
2月	児童・一般向け文化講座「恐竜+SDGs 講座「恐竜博士が語る恐竜と 近未来の地球とわたしたち」	中止
3月	一般向け文化講座「野菜作りのコツと裏ワザ」 大人のためのおはなし会 図書館まつり 絵本ライブ、雑誌リサイクル、スタンプラリー、一箱古本市、 大型布芝居展示、おはなし会 他	26人 22人 中止

○団体サービス事業（27回、4,076人）

- ・ブックトーク（小学校読書指導：3年生）  
12クラス 426人 回数5回 職員派遣
- ・おはなし会（絵本、紙芝居、おはなし等）  
小学校 119クラス 3,650人 回数22回  
〔 埼玉医科大学国際医療センター内高麗川小学校院内学級は中止。〕  
〔 ※配本と工作キットの配布を実施（回数10回）。 〕  
職員及びおはなしポケットボランティア派遣

○ボランティア育成事業（48回）

- ・読み聞かせボランティア 絵本の会・・・7回  
参加者：初級読み聞かせボランティア講座受講者 12人  
内 容：定番の絵本を読みあい、絵本について学ぶ  
開催日：毎月第3月曜日 午前10時～
- ・図書館おはなしポケットボランティア・・・19回  
参加者：おはなしポケットボランティア 15人  
内 容：読み聞かせ、ストーリーテリングの練習 事業協力等  
開催日：第1・3水曜日 午前10時～他随時
- ・布の絵本ボランティア・・・6回  
参加者：ポコ・ア・ポコ 10人  
内 容：貸出用布絵本の製作他  
開催日：毎週木曜日 午前10時～
- ・消しゴムはんこボランティア・・・16回  
参加者：ぺったんこ工房 7人  
内 容：読書手帳、年末福引景品作成他  
開催日：毎月第2・4水曜日 午前10時～

○企画展示

- 一般 「たのしい庭しごと」（6月・7月）、「本のまくら」（8月）、「いのちのつながり～生物多様性を考える」（9月）、企画展展示「岩波少年文庫70周年 冒険してる？」（10月・11月）、「蔵出しCD」（12月）、「武蔵台中書店」（1月・2月）、「海外文学を読んでみよう！」（2月）、「科学道」（3月）
- 児童 「夏の本」「かがくあそび」（7月・8月）、「こわいおはなし」（8月）、「だいすき！おんがく」「世界のくらしいろいろ」（9月）、「メリークリスマス！」（12月）、「冬のおくりもの」（12月・1月）、「ザ・お正月」（1月）、「ずかん 読んでみる？」（2月）、「本の中のどうぶつえん」（2月・3月）
- ヤングアダルト 「埼玉県の高校図書館司書が選んだイチオシ本 2019」（6月・7月）、「本で旅する」（8月・9月・10月）、「おくりもの」（11月・12月）、「キャラがたってる本」（1月・2月）

○ヤングアダルトサービス事業

- ・ビブリオバトル  
2020冬の陣（高、大学生、一般） 12月19日（土） 42人

○謝恩企画

- ・年末 福引き大会 12月25日（金） 先着100人 三角くじ
- ・年始 本の福袋 1月 4日（月）

○その他

- ・読んでみて！おすすめの絵本のセット貸出（6月～8月） 178セット、890冊



## 6 視聴覚ライブラリー利用状況

### 6-1 教材・機材の保有数（令和2年度末）

#### (1) 教材

16ミリフィルム							ビデオ	合計
アニメ	交通安全	劇	教育	社会	その他	小計		
68	25	28	44	22	22	209	82	291

#### (2) 機材

プロジェクター	16ミリ 映写機	スライド 映写機	OHP	スクリーン (布含む)	暗幕
1	3	1	1	2	7

※プロジェクターは平成19年度寄贈。使用は館内のみ。

### 6-2 利用状況（令和2年度）

#### (1) 教材利用状況

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
16ミリフィルム	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ビデオテープ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

#### (2) 機材利用状況

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
プロジェクター	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
16ミリ映写機	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
スライド映写機	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
OHP	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
スクリーン	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	1	0	3
暗幕	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	2	0	4

## 7 条例・施行規則

○日高市立図書館の設置及び管理等に関する条例

昭和 56 年 12 月 18 日条例第 19 号

〔注〕平成 16 年から改正経過を注記した。

**改正**

昭和 63 年 12 月 13 日条例第 19 号

平成 4 年 3 月 6 日条例第 7 号

平成 16 年 3 月 26 日条例第 10 号

平成 24 年 3 月 23 日条例第 9 号

平成 28 年 3 月 29 日条例第 28 号

日高市立図書館の設置及び管理等に関する条例

(目的)

**第 1 条** この条例は、図書館の設置及び管理等に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

(設置)

**第 2 条** 図書館法（昭和 25 年法律第 118 号。以下「法」という。）第 10 条の規定に基づき、日高市立図書館（以下「図書館」という。）を設置する。

2 図書館に必要があるときは、分館及び分室を置くことができる。

(名称及び位置)

**第 3 条** 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
日高市立図書館	日高市大字鹿山 370 番地 20

(管理)

**第 4 条** 図書館は、教育委員会が管理する。

(職員)

**第 5 条** 図書館に館長、主事その他必要な職員を置く。

2 図書館に、副館長を置くことができる。

(図書館協議会)

**第 6 条** 法第 14 条第 1 項の規定に基づき、図書館に日高市立図書館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

一部改正〔平成 24 年条例 9 号・28 年 28 号〕

**第 6 条の 2** 協議会は、委員 10 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学校教育及び社会教育の関係者
- (2) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (3) 学識経験を有する者
- (4) 市民

- 3 教育委員会は、前項第4号に掲げる者のうちから委員を委嘱する場合は、公募するものとする。
- 4 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

追加〔平成28年条例28号〕

**第6条の3** 協議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は関係者から資料の提出を求めることができる。

追加〔平成28年条例28号〕

(目的外使用許可)

**第7条** 教育委員会は、図書館の用途又は目的を妨げない限度において、次に掲げる施設及び附属設備（以下「施設等」という。）の使用を許可することができる。

- (1) 視聴覚室
- (2) 会議室
- (3) 研修室
- (4) 附属設備

2 施設等を使用しようとする者は、あらかじめ、教育委員会の許可を受けなければならない。

3 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の許可をしてはならない。

- (1) 図書館の管理上支障があると認められるとき。
- (2) 公共の福祉を阻害するおそれがあると認められるとき。
- (3) 営利を目的とするもの又はこれに類するものと認められるとき。
- (4) その他教育委員会が適当でないと認めるとき。

4 教育委員会は、第2項の許可をする場合において、必要があるときは、その使用について条件を付することができる。

追加〔平成16年条例10号〕

(使用の制限等)

**第8条** 前条第2項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、その許可を受けた目的以外に施設等を使用し、又はその権利を他人に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

追加〔平成16年条例10号〕

(目的外使用許可の取消し等)

**第9条** 教育委員会は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、第7条第2項の許可を取り消し、又はその使用を停止し、若しくは制限することができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 第7条第4項の規定により付された条件に違反したとき。
- (3) その他教育委員会が特に必要があると認めたとき。

追加〔平成16年条例10号〕

(使用料)

**第10条** 使用者は、別表に掲げる使用料を納めなければならない。

2 既納の使用料は、還付しない。ただし、使用者の責任でない理由により使用できないときは、この限りでない。

追加〔平成16年条例10号〕

(使用料の減免)

**第11条** 市長は、公益上の必要その他特別の理由があると認めるときは、前条第1項の使用料を減額し、又は免除することができる。

追加〔平成16年条例10号〕

(原状回復)

**第12条** 使用者は、施設等の使用を終えたときは、速やかに当該施設等を現状に復さなければならない。第9条の規定により許可の取消し又は使用の停止の処分を受けたときも、同様とする。

追加〔平成16年条例10号〕

(損害賠償)

**第13条** 使用者は、施設等を損傷し、又は滅失したときは、これを修理し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長は、やむを得ない理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

追加〔平成16年条例10号〕

(委任)

**第14条** この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

一部改正〔平成16年条例10号〕

**附 則**

この条例は、昭和57年4月1日から施行する。

**附 則** (昭和63年12月13日条例第19号)

この条例の施行期日は、規則で定める。(平成元年教委規則第6号で、同年8月12日から施行)

**附 則** (平成4年3月6日条例第7号)

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

**附 則** (平成16年3月26日条例第10号)

この条例は、平成16年5月1日から施行する。

**附 則** (平成24年3月23日条例第9号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

**附 則** (平成28年3月29日条例第28号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

別表（第 10 条関係）

施設等の名称		使用料		備考
視聴覚室		1 時間につき	800 円	
会議室		1 時間につき	300 円	
研修室		1 時間につき	500 円	
附属設備	ピアノ	1 回につき	1,000 円	調律料を除く。
	音響設備	1 回につき	1,000 円	視聴覚室に備付けのものに限る。

追加〔平成 16 年条例 10 号〕

○日高市立図書館の設置及び管理等に関する条例施行規則

昭和 57 年 1 月 21 日教委規則第 2 号

改正

昭和 58 年 3 月 29 日教委規則第 1 号

昭和 60 年 3 月 23 日教委規則第 6 号

平成元年 4 月 1 日教委規則第 1 号

平成 4 年 3 月 30 日教委規則第 10 号

平成 11 年 1 月 29 日教委規則第 1 号

平成 16 年 3 月 26 日教委規則第 1 号

平成 17 年 3 月 31 日教委規則第 2 号

平成 17 年 6 月 2 日教委規則第 4 号

平成 18 年 11 月 30 日教委規則第 5 号

平成 19 年 3 月 1 日教委規則第 4 号

平成 20 年 3 月 21 日教委規則第 12 号

平成 21 年 12 月 22 日教委規則第 3 号

平成 26 年 4 月 24 日教委規則第 4 号

平成 28 年 3 月 25 日教委規則第 6 号

平成 29 年 2 月 1 日教委規則第 2 号

平成 30 年 12 月 28 日教委規則第 2 号

平成 31 年 3 月 20 日教委規則第 3 号

令和 2 年 3 月 23 日教委規則第 4 号

日高市立図書館の設置及び管理等に関する条例施行規則

(目的)

第 1 条 この規則は、日高市立図書館の設置及び管理等に関する条例（昭和 56 年条例第 19 号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

(休館日)

第 2 条 日高市立図書館（以下「図書館」という。）の休館日は、次のとおりとする。

(1) 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日

(2) 館内整理日（毎月最終月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日に当たるときは、その翌日）をいう。）

(3) 特別整理期間（毎年 1 回、連続する 9 日以内で館長が定める期間をいう。）

2 前項の規定にかかわらず、教育長が特に必要があると認めるときは、臨時に休館し、又は休館日に開館することができる。

(開館時間)

第 3 条 図書館の開館時間は、午前 9 時から午後 7 時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、館長が必要があると認めるときは、図書館の開館時間を変更することができる。

(目的外使用の時間)

第4条 前条の規定にかかわらず、条例第7条第1項の施設等を同条第2項の許可を受けた者が使用することのできる時間は、午前9時から午後9時30分までとする。

(利用の制限)

第5条 この規則又は館長の指示に従わないものに対して、館長は図書館資料及び施設の利用を禁止することができる。

(損害の弁償)

第6条 図書館資料又は施設若しくは備品を故意又は過失により亡失し、又は損傷した者は、図書館指定の資料を代納するか、又は相当の代価を弁償しなければならない。

(館内利用)

第7条 館内において、図書館資料を利用しようとする者は、所定の場所で行わなければならない。

(個人貸出し)

第8条 図書の館外利用をすることができる者は、次に掲げる者とする。ただし、特別の理由により館長が許可した場合は、この限りでない。

- (1) 市内に住所を有する者、市内の事務所若しくは事業所に勤務する者又は市内の学校に在学する者。
- (2) 市と公立図書館の相互利用に関する協定を締結している地方公共団体の区域内の住民等で、当該協定により利用できることとされているもの。

(登録の手続等)

第9条 図書の館外利用をしようとする者は、前条に規定する要件を有することを確認できる書類（以下「本人確認書類」という。）を提示するとともに、図書館外利用申込書（様式第1号）により館長に申し込み、館外利用の登録（以下「登録」という。）を受けなければならない。ただし、館長が特に認めた場合は、本人確認書類の提示を要しない。

2 館長は、前項の規定による申込みがあったときは、その内容を確認の上、適当と認めた者について登録を行うものとし、登録をした者に対し、図書貸出券（様式第2号。以下「貸出券」という。）を交付するものとする。

3 登録の有効期間は、登録の日から起算して3年とする。

(登録の更新手続等)

第10条 前条第3項に規定する登録の有効期間の満了の日（以下「登録満了日」という。）以後引き続き図書の館外利用をしようとする者は、貸出券及び本人確認書類を提示するとともに、館長に申し出て、登録の更新を受けなければならない。

2 館長は、前項の規定による申出があったときは、その内容を確認の上、適当と認めた者について登録の更新を行うものとする。

3 第1項の規定により登録の更新を受けた者は、前条第1項の規定により登録を受けた者とみなす。この場合において、同条第3項中「登録の日」とあるのは「次条第1項の規定により登録の更新を受けた日（当該日が同項に規定する登録満了日前にあっては登録満了日の翌日）」と読み替えるものとする。

(変更届出等)

第 11 条 第 9 条第 2 項の規定による登録を受けた者（以下「登録者」という。）は、登録を受けた内容に変更が生じたとき、又は貸出券を亡失したときは、速やかにその旨を館長に届け出なければならない。

2 館長は、登録者が虚偽の登録を行い、又は貸出券を他人に譲渡し、貸与する等不正な行為をしたときは、一定の期間図書の館外利用を停止し、又は登録を取り消すことができる。

3 館長は、登録者が登録満了日以後相当期間を経過しても、前条第 1 項の規定による登録の更新を受けないときは、登録を取り消すことができる。

（個人貸出しの貸出手続等）

第 12 条 図書の館外利用をしようとする者は、図書に貸出券を添えて提出するものとする。

2 同時に館外利用できる図書は、20 冊以内とし、貸出期間は 15 日以内とする。ただし、館長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

3 館長は、前項に規定する貸出期間を経過した後、当該図書を返納しない者に対し、一定の期間貸出しを停止し、又はその者の登録を取り消すことができる。

（団体貸出し）

第 13 条 図書の団体館外利用をすることができる団体は、市内の事業所、機関その他の団体で館長が適当と認めたものとする。

（団体登録の手続等）

第 14 条 図書の団体館外利用をしようとする団体は、市内に事業所又は事務所を有することを確認できる書類を提示するとともに、団体貸出利用申込書（様式第 3 号）により館長に申し込み、団体館外利用の登録（以下「団体登録」という。）を受けなければならない。

2 館長は、前項の規定による申込みがあったときは、その内容を審査し、団体登録の可否を決定するとともに、団体登録をした団体に対し、図書貸出券（団体）（様式第 4 号。以下「団体貸出券」という。）を交付するものとする。

3 前項に定めるもののほか、団体貸出しの取扱いについては、第 11 条の規定を準用する。

（団体貸出しの貸出手続等）

第 15 条 同時に館外利用できる図書は、1 団体 50 冊以内とし、貸出期間は 30 日以内とする。ただし、特別の理由により館長が許可した場合は、この限りでない。

2 前項に規定するもののほか、団体館外利用の図書の貸出手続等については、第 12 条第 1 項及び第 3 項の規定を準用する。

（移動図書館）

第 16 条 市内を巡回して図書の貸出し等を行うため、移動図書館を設ける。

（移動図書館の貸出手続等）

第 17 条 同時に利用できる移動図書館の図書は 15 冊以内とし、貸出期間は次の巡回日までとする。ただし、館長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

2 前項に規定するもののほか、移動図書館の図書の貸出手続等については、第 12 条第 1 項及び第 3 項の規定を準用する。

（館外利用の禁止）



第18条 郷土資料、辞典、貴重図書その他館長が館外利用を不相当と認めたものについては、館外利用を禁止することができる。

(視聴覚資料の貸出し)

第19条 視聴覚資料の利用をすることができる者は、登録を受けた者とする。

2 同時に館外利用できる視聴覚資料は、2点以内とし、貸出期間は15日以内とする。ただし、館長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

3 前項に規定するもののほか、視聴覚資料の貸出手続等については、第12条第1項及び第3項の規定を準用する。

(対面朗読)

第20条 視覚障害者及びその他の障害者で館長が必要と認めた者に対して対面朗読を行う。

2 対面朗読を利用しようとする者は、あらかじめ希望する日を館長に申し出なければならない。

(視覚障害者用録音テープの貸出し)

第21条 視覚障害者に対する視覚障害者用録音テープ(以下「録音テープ」という。)の館外利用は、郵送によることができる。

2 同時に館外利用できる録音テープは、4巻以内とし、貸出期間は30日以内とする。ただし、館長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

(所掌事務)

第22条 図書館の所掌事務は、おおむね次のとおりとする。

(1) 公印の保管に関すること。

(2) 文書の收受、発送及び保管に関すること。

(3) 図書館の予算に関すること。

(4) 図書館の施設及び設備の維持管理に関すること。

(5) 日高市生涯学習センターの維持管理(他の所管に属する部分を除く。)に関すること。

(6) 図書館協議会に関すること。

(7) 関係機関、団体等との連絡調整に関すること。

(8) 児童資料・一般資料及び基本的参考資料の収集・整理・利用に関すること。

(9) 地域資料(郷土資料・行政資料)の収集・整理・利用に関すること。

(10) 読書案内・読書相談及び調査研究に対する援助に関すること。

(11) 集会行事(おはなし会・講座等)の開催及び展示会に関すること。

(12) 図書館資料の図書館相互貸借に関すること。

(13) 配本に関すること。

(14) 読書の普及・奨励及び関係諸機関との連携に関すること。

(15) 市史編さん資料の保存・活用に関すること。

(16) その他図書館奉仕に関すること。

(職制)

第23条 図書館に次の表の左欄に掲げる職を置き、その基本的な職務はそれぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。ただし、館長以外の職について教育委員会が組織上その職を置く必要がないと認めた場合は、この限りでない。

職	職務
館長	1 上司の命を受け、図書館の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。 2 図書館の事務を円滑かつ効率的に執行するため、所属職員の事務分担を定める。
主査	1 上司の命を受け、特に指定された事務を処理する。 2 館長を補佐するとともに、事務の円滑な執行を推進するため、担当職員を監督する。
主任	上司の命を受け、困難な事務に従事する。
主事その他必要な職	上司の命を受け、事務に従事する。
司書	上司の命を受け、主として図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）第 4 条第 2 項に定める事務に従事する。
業務員	上司の命を受け、業務に従事する。

第 24 条 前条に定めるもののほか、必要に応じて図書館に次の表の左欄に掲げる職を置き、その基本的な職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

職	職務
社会教育主事	上司の命を受け、主として社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）第 9 条の 3 第 1 項及び第 2 項に定める職務に従事する。

（寄贈及び寄託）

第 25 条 図書館に図書又は資料（以下「資料」という。）を寄贈あるいは寄託しようとする者は、住所、氏名、資料の種類、題名、員数及び価格を記入し、館長に申し出るものとする。

2 前項の寄贈者又は寄託者に対しては、受領証又は預り証を交付する。

（寄託資料）

第 26 条 寄託を受けた資料は、図書館所蔵のものと同様に取り扱い、寄託者の要求又は図書館の都合により返却するものとする。

2 不慮の事故により寄託を受けた資料の損傷又は滅失に対しては、図書館はその補償の責めを負わない。

（図書館協議会）

第 27 条 条例第 6 条の日高市立図書館協議会（以下「協議会」という。）に委員長を置き、委員の互選とする。

2 委員長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、委員長があらかじめ指名した委員が、その職務を代理する。

（会議）

第 28 条 協議会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(使用手続)

第29条 条例第7条第2項の許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、日高市立図書館目的外使用許可申請書（様式第5号）を教育長に提出しなければならない。

2 教育長は、条例第7条第2項の許可をしたときは、日高市立図書館目的外使用許可書（様式第6号）を申請者に交付するものとする。

(使用料の減免基準)

第30条 条例第11条の規定による使用料の減額及び免除の基準は、次に定めるところとする。

(1) 市、国及び他の地方公共団体が使用するとき 100分の100

(2) 社会教育関係団体及び生涯学習を推進する団体が学習文化活動に使用するとき 100分の100

(3) その他教育長が認めるとき 教育長が定める額

(委任)

第31条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則（昭和58年3月29日教委規則第1号）

この規則は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則（昭和60年3月23日教委規則第6号）

この規則は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則（平成元年4月1日教委規則第1号）

この規則は、平成元年4月1日から施行する。

附 則（平成4年3月30日教委規則第10号）

1 この規則は、平成4年4月1日から施行する。ただし、第8条第4項を削る改正規定は、公布の日から施行する。

2 改正前の日高市立図書館の設置及び管理等に関する条例施行規則の規定により交付された図書貸出券は、改正後の日高市立図書館の設置及び管理等に関する条例施行規則の規定により交付されたものとみなす。

附 則（平成11年1月29日教委規則第1号）

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成16年3月26日教委規則第1号）

この規則中第3条の改正規定は平成16年4月1日から、その他の改正規定は平成16年5月1日から施行する。

附 則（平成17年3月31日教委規則第2号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年6月2日教委規則第4号）

改正

平成20年3月21日教委規則第12号

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。  
(登録の手續等に関する経過規定)
- 2 この規則の施行の際、現に改正前の第 8 条第 1 項の規定により平成 14 年 10 月 1 日以後に貸出券の交付を受けている者は、改正後の第 9 条第 1 項の規定により登録を受けた者とみなす。この場合において、その登録の有効期間は、改正前の第 8 条第 1 項の規定により貸出券の交付を受けた日から起算して 3 年とする。
- 3 改正前の第 8 条第 1 項の規定により平成 14 年 9 月 30 日以前に貸出券の交付を受けている者が館長が定める相当期間内に改正後の第 9 条第 1 項の規定により登録を受けようとするときは、改正後の第 10 条の規定による登録の更新の手續によることができる。

附 則 (平成 18 年 11 月 30 日教委規則第 5 号)

この規則は、平成 19 年 1 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 19 年 3 月 1 日教委規則第 4 号)

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 20 年 3 月 21 日教委規則第 12 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。  
(経過措置)
- 2 改正前の日高市立図書館の設置及び管理等に関する条例施行規則に定める様式は、当分の間、使用することができる。  
(日高市立図書館の設置及び管理等に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部改正)
- 3 日高市立図書館の設置及び管理等に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (平成 17 年教育委員会規則第 4 号) の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「改正後の第 8 条第 1 項」を「改正後の第 9 条第 1 項」に改め、  
附則第 3 項中「改正後の第 8 条第 1 項」を「改正後の第 9 条第 1 項」に、「第 8 条の 2」を「第 10 条」に改める。

附 則 (平成 21 年 12 月 22 日教委規則第 3 号)

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 26 年 4 月 24 日教委規則第 4 号)

この規則は、平成 26 年 5 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 28 年 3 月 25 日教委規則第 6 号)

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 29 年 2 月 1 日教委規則第 2 号)

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 30 年 12 月 28 日教委規則第 2 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 31 年 3 月 20 日教委規則第 3 号)

- 1 この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正前の日高市立図書館の設置及び管理等に関する条例施行規則に定める様式は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和 2 年 3 月 23 日教委規則第 4 号）

- 1 この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に交付されている改正前の様式第 2 号及び様式第 4 号による図書貸出券は、改正後の様式第 2 号及び様式第 4 号による図書貸出券とみなす。

様式第1号（第9条関係）

フリガナ				登録番号											
氏名							0								
電話	( )	年齢	歳	<table border="1"> <tr> <td>館コード</td> <td>地区コード</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">住所コード</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> </tr> </table>				館コード	地区コード			住所コード			
館コード	地区コード														
住所コード															
住所	〒														
連絡先 (市外居住者)	電話	( )		登録年月日											
				年	月										

図書館外利用申込書（一般） 日高市立図書館

フリガナ				登録番号											
なまえ							0								
でんわ	( )	ねんれい	さい	<table border="1"> <tr> <td>館コード</td> <td>地区コード</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">住所コード</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> </tr> </table>				館コード	地区コード			住所コード			
館コード	地区コード														
住所コード															
じゅうしょ	〒														
ほごしゃの なまえ				登録年月日											
				年	月										

図書館外りようもうしこみしょ（じどう） ひだかしりつとしょかん

様式第2号（第9条関係）

（表）

<h2 style="margin: 0;">図書貸出券</h2>	日高市立図書館
<div style="border: 1px solid black; width: 80%; margin: 0 auto; height: 30px;"></div> <div style="border: 1px solid black; width: 80%; margin: 10px auto; height: 30px;"></div>	

（裏）

- 資料をかりるときは、この券をおもちください。
- この券を他人にかしたり、ゆすったりしてはいけません。
- この券をなくしたとき、住所、氏名、電話番号がかわったときは、すぐにお知らせください。
- 3年おきに、住所、氏名などを確認します。
- この券を拾われた方は、お手数ですがご連絡ください。

〒350-1231 日高市大字鹿山370-20 ☎ 042（985）5121

様式第3号（第14条関係）

フリガナ		登録番号	
団体名			0
所在地		住所コード	
電話	( )	館コード	地域コード
代表者氏名		登録年月日	
		年	月
代表者氏名		電話	( )

団体貸出利用申込書
日高市立図書館

様式第4号（第14条関係）

（表）

<b>図書貸出券（団体）</b>	日高市立図書館
<div style="border: 1px solid black; height: 25px; width: 250px; margin: 10px auto;"></div> <div style="border: 1px solid black; height: 40px; width: 250px; margin: 10px auto;"></div>	

（裏）

○資料をかりるときは、この券をおもちください。

○この券を他人にかしたり、ゆすったりしてはいけません。

○この券をなくしたとき、住所、氏名、電話番号がかわったときは、すぐにお知らせください。

○この券を拾われた方は、お手数ですがご連絡ください。

〒350-1231 日高市大字鹿山370-20 ☎ 042（985）5121



様式第5号（第29条関係）

日高市立図書館目的外使用許可申請書

年 月 日

（あて先）日高市教育委員会教育長

申請者 住 所  
氏 名  
電話番号

次のとおり日高市立図書館の使用の許可を受けたいので、日高市立図書館の設置及び管理等に関する条例第7条第2項の規定により申請します。

使 用 日	年 月 日（ 曜日）			使用人員  人
使 用 目 的				
使用団体名	責任者 住 所 氏 名 電話番号			
使 用 施 設	視聴覚室	会議室	研修室	
使 用 時 間	: ~ :	: ~ :	: ~ :	
附 属 設 備	有・無	内容 <input type="checkbox"/> ピアノ <input type="checkbox"/> 音響設備		
特 記 事 項				

様式第6号（第29条関係）

日高市立図書館目的外使用許可書

年 月 日

様

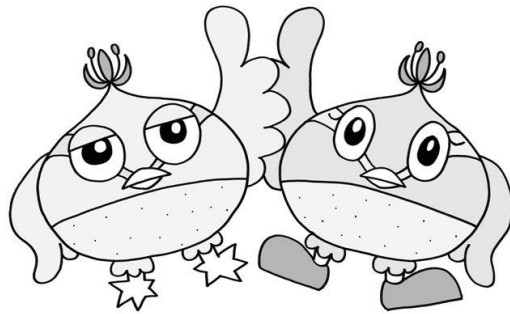
日高市教育委員会教育長

印

日高市立図書館の設置及び管理等に関する条例第7条第2項の規定により、次のとおり使用を許可します。

使用日	年 月 日（ 曜日）			使用人員
使用目的				人
使用団体名	責任者 住所 氏名 電話番号			
使用施設	視聴覚室	会議室	研修室	
使用時間	: ~ :	: ~ :	: ~ :	
附属設備				
備考				

- 注1 使用料は還付できませんのでご注意ください。  
2 使用する当日にこの許可書をご持参ください。



「日高市マスコットキャラクター くりっかー・くりっぴー」

日高市立図書館要覧  
令和3年度

発行 令和3年10月  
発行者 日高市立図書館  
〒350-1231  
埼玉県日高市大字鹿山370番地20  
電話 042 (985) 5121  
FAX 042 (984) 1081  
E-mail tosyokan@city.hidaka.lg.jp